

山口県における明治初期の戸長区と小学区の再編が町村合併に及ぼした影響

EFFECTS OF REORGANIZATION PROCESS OF ADMINISTRATIVE BOUNDARIES IN THE EARLY MEIJI ERA ON THE MUNICIPAL AMALGAMATION IN YAMAGUCHI PREFECTURE

牛島 朗*, 中 純一**, 中園真人***

Akira USHIJIMA, Junichi NAKA and Mahito NAKAZONO

The aim of this study is to make clear the effects of reorganization process of administrative boundaries in the early Meiji era on the municipal amalgamation by a case study on Yamaguchi prefecture. Before the Meiji municipal amalgamation, the Meiji government had determined two kinds of administrative districts about family register and education. Therefore we analyzed the designation process of these antecedently determined districts. Moreover, we consider the correlation between three districts added new municipalities after merger. As a result we revealed the factor deciding boundaries of new municipalities after merger.

Keywords: Municipal Amalgamation, School District, Village Office District, Elementary School, Standard Scale

町村合併, 小学区域, 戸長役場管轄区域, 小学校, 標準規模

1. 序論

日本における行政区域^{注1)}の大規模再編は、明治・昭和・平成期に3回行われた。明治の町村合併では「行政上の目的(教育, 徴税, 土木, 救済, 戸籍の事務処理)に合った規模としての町村の単位(江戸時代から引継がれた自然集落)との隔たりをなくすため」、昭和の合併では「戦後、新制中学校の設置管理、市町村消防や自治体警察の創設の事務、社会福祉、保健衛生関係の新しい事務が市町村の事務とされ、行政事務の能率的処理のため」合併が行われたとされ、共に新たな行政区域の標準となる規模が提示された^{注2)}。両合併の目的の中で新教育制度への対応が掲げられ、明治の町村合併では小学校、昭和の町村合併では新制中学校の設置管理単位として行政区域が位置付けられた。そのため、学校の設置管理に必要と考えられた人口(戸数)が行政区域編成の規模基準の指標とされたが、この全国画一の基準に対し、各都道府県では合併過程において様々な課題に直面していたものと考えられる^{注3)}。特に明治の町村合併に至る経緯は、近世から近代に至る社会システムの大変革期にあたり、近世から引き継がれた町村数も合併後には約1/5にまで削減される等、最も大規模な行政区域再編が行われた^{注4)}。

一方、この大規模な大変革期に再編成された町村が、地方行政の担い手として果たした役割は大きく、その後の町村合併を経た現在においても地域コミュニティの基本単位として機能するとともに、明治の町村合併時に町村単位で設けられた小学校等の公共施設が、現在も様々な活動拠点として活用されている事例も少なくない^{注5)}。特に地方の人口減少や過疎高齢化が進行する現代社会においては、拡大する行政区域に対し、地域の実状に応じた細やかな地域計画の在

り方が求められているといえる^{注6)}。その際、地域コミュニティの基本単位となる町村成立の背景を明らかにし、明治期の町村合併の果たした役割と位置付けを検証することは、今後の地域計画の在り方を論じる上での有益な知見となるものと考えられる。

2. 町村合併に関する関連既往研究

町村合併に関しては、これまで関連分野において多数の研究成果の蓄積が進められている。建築学分野では、平成の合併による行政区域再編を契機とした公共施設の再編や生活圏域・サービス圏域の設定手法を主題とした研究⁵⁾が進められている。徳田・友清⁶⁾⁷⁾は行政区域と施設・サービス圏域の関係や、施設・サービス圏域から市町村の結びつきを明らかにし、その圏域設定手法について考察しており、眞嶋⁸⁾は生活市場圏構成を指標に平成の合併の妥当性を考察している。また施設再編に関しては、西野⁹⁾が市町村合併に伴う公共施設の再編と機能の変化について考察している。

上記はいずれも平成の町村合併を対象としたもので、明治期の町村合併を扱った研究としては、主に人文地理学や社会学の分野において、町村再編に関連する諸制度が近世的な地域社会に導入される過程に注目した研究がなされている。亀掛川¹⁰⁾は、近代以降の地方自治制度の成立過程として取り上げており、井戸¹¹⁾は町村合併の実施状況について、地理条件にもとづく地域差が生じていたことを指摘している。また、長谷部¹²⁾や田辺¹³⁾は、近代的な制度の導入が特定の町村にもたらした影響について合併期の詳細な事例分析を行っている。この他に経済学分野において、町村合併を都市型と農村型に分類し、行政組織の構造に関し比較を試みた島¹⁴⁾による研究などがある。

* 山口大学大学院創成科学研究科 助教・博士(工学)

** SYN 空間設計 修士(工学)

*** 山口大学大学院創成科学研究科 教授・工博

Assist. Prof., Graduate School of Sciences and Tec. for Innovation, Yamaguchi Univ., Dr.Eng.
SYN Space Planning, M.Eng.

Prof., Graduate School of Sciences and Tec. for Innovation, Yamaguchi Univ., Dr.Eng.

また、同時期の近代教育制度改革との関連を扱った研究が教育学分野を中心に行なわれており、江上¹⁵⁾は学区数と人口規模との関係について分析を行っている。さらに、千葉¹⁶⁾が村落共同体の視点から学区制度や町村合併の意義について論じている他、渡辺¹⁷⁾は行政区域と学区整備を関連付け礪波地域の未合併村の状況について事例分析を行っている。その他に小松¹⁸⁾は学校運営を行なう町村が抱えていた財政的課題について論じる際、当時の町村単位について言及し、酒川¹⁹⁾は小学校通学区域の変遷を論じる上で、通学区域の拡大が生じる要因の1つとして当時の町村合併を取り上げている。

一方、こうした地方自治制度の確立や近代教育の普及に関する研究において取り上げられる合併の際の戸数規模の概念に対し、日本近代史の研究を行っている松沢²⁰⁾は、その著書で市町村合併の規模が学校を財政的に支える単位になっているという歴史観に疑問を呈しており、市場経済という側面から近代を捉えようと試みている。

これらの研究では主に、専門的立場から当時の社会状況を読み解き、各政策実施の背景や地域社会に及ぼした影響を把握することに主眼がおかれている。また事例研究では、文献資料をもとに各町村に関する詳細な状況が報告されているものの、地域毎に残存状況の異なる史資料から個別の事例を抽出し論じたもので、広域的な視点からの分析や空間的な把握の面で課題を残している。また、本論で対象とする山口県内の状況を扱った井戸²¹⁾や生馬²²⁾による研究があり、井戸は明治政府による初期の政策の原型を維新の際に中心的な役割を果たした旧山口藩に見出し、その上で地方制度改革が、その後の山口県においてどのように受容されたかを考察している。また、生馬は近代学校教育発展期の児童就学の実情について県内の1郡を取り上げ詳細な史資料分析を行っている。ただし、これらも行政区域と学区の再編過程に関して文献資料等にもとづき、それぞれの政策的意義や地域社会への影響を論じたもので、両者の関連について指摘されてはいるが、町村合併に至る過程の中で、具体的にどのように行政関連区域が設定され再編が行なわれたかに関する検証は十分ではない。特に近代に入り新たに設けられた「県」という広域的枠組みの中で、学区を含めた行政関連区域の設定再編の状況と町村合併との関連に関する論考は行われていない。

3. 本論の位置づけと目的・方法

明治の町村合併は、明治22年の「市制・町村制」施行に向け、その前年の内務大臣訓令を契機として全国で計画策定が進められた。しかし、それ以前に明治政府は戸籍や租税の管理等を目的として旧山口藩の制度を参照し戸籍区（後の戸長役場管轄区域）を設けるとともに、近代教育施設整備のため基本単位となる学区を新たに設定していた。そのため、近世からの旧町村再編においては、先行して設けられていた行政機能を担う2区域が新町村境の決定に大きな影響を及ぼしたものと考えられる。特に山口県では、明治の大合併以降10年余の間に更なる分離・合併等が生じておらず、その後の変化も僅かであることから、他府県に比べ合併が円滑に進められたとされる^{注7)}。従って、明治の町村合併により、当時の新町村に求められた「行政上の目的」に沿った町村単位が成立していたものと推測出来る。

そこで本論では、明治新政府において中心的な役割を担った山口県を対象として、明治期の町村合併に至るプロセスに注目し、県全域

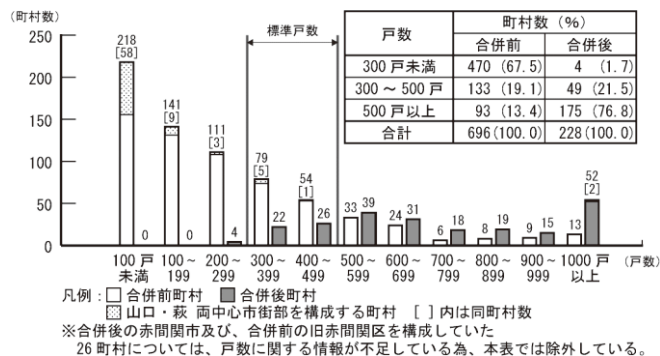


図1 山口県における合併前後の戸数規模別町村数

に設定された戸長役場管轄区域と小学区域の区域数変化を関連付けて分析することで、両区域の再編が合併後の新町村形成に及ぼした影響を明らかにすることを目的とする。研究方法として、当時の「行政上の目的」として位置づけられ、合併前に先行して設けられていた戸長役場管轄区域^{注8)}と小学区域^{注9)}を取り上げ、明治初年から町村合併に至る期間に明治政府より公布された法令や布達類等の公文書、山口県で作成された各種文献資料、当時の内務省や文部省が集計した統計資料等の内容を時系列に整理・分析を行うとともに、地図上に諸区域の関係を示し、先行して設けられていた各区域の設定状況の変化や新町村境との整合状況について具体的な検証を試みる^{注10)}。

4. 明治の町村合併前後の町村数変化と標準規模の関係

明治22年4月1日、全国的に市制・町村制が施行され、同時に大規模な町村合併が行われた。これにより、全国の市町村数は明治21年末時の71,314町村から翌22年には39市15,820町村まで減少し、山口県でも102町620村が明治22年4月1日時点で1市4町224村へと合併が進められた^{注11)}。合併前年の明治21年6月の内務大臣訓令では、合併にあたり新町村の標準となる規模として約300戸から500戸という基準が示されており、この指針と山口県内の合併状況との関係について分析を行う。

山口県の明治の町村合併前後の戸数別町村数を標準規模を基準に3段階に区分し図1に示す。合併前の段階で標準戸数を満たしていたのは133町村と全体の19.1%であった。また合併前に最も多いのは標準戸数を下回る300戸未満の町村で、470町村と全体の67.5%を占める。中でも100戸未満の小規模村が218村と最も多く、戸数が増えるにつれ町村数は減少している。300戸未満の町村の中で、70町村は旧山口藩時代の山口・萩両城下町を構成していた町村で、小規模な町村が集積し市街が形成されていたが、こうした市街部を除いても県内の半数以上の町村が300戸未満の小規模町村であった。

次に合併後の戸数を見ると、300戸未満の町村は4町村を残すのみで、全体に占める割合も1.7%まで大幅に減少している。一方で、標準戸数を満たす町村の割合は21.5%と微増にとどまり、標準戸数上限の500戸を上回る町村数が175町村と新町村全体の約77%を占めるに至る。さらに500戸を上回る町村の中でも1000戸以上の町村数が全町村の中で最も多く、合併により大規模町村が多数形成された事になる。

このように、山口県の明治の町村合併においては、明治政府が指標として提示した戸数の条件が必ずしも有効に寄与していたとは言

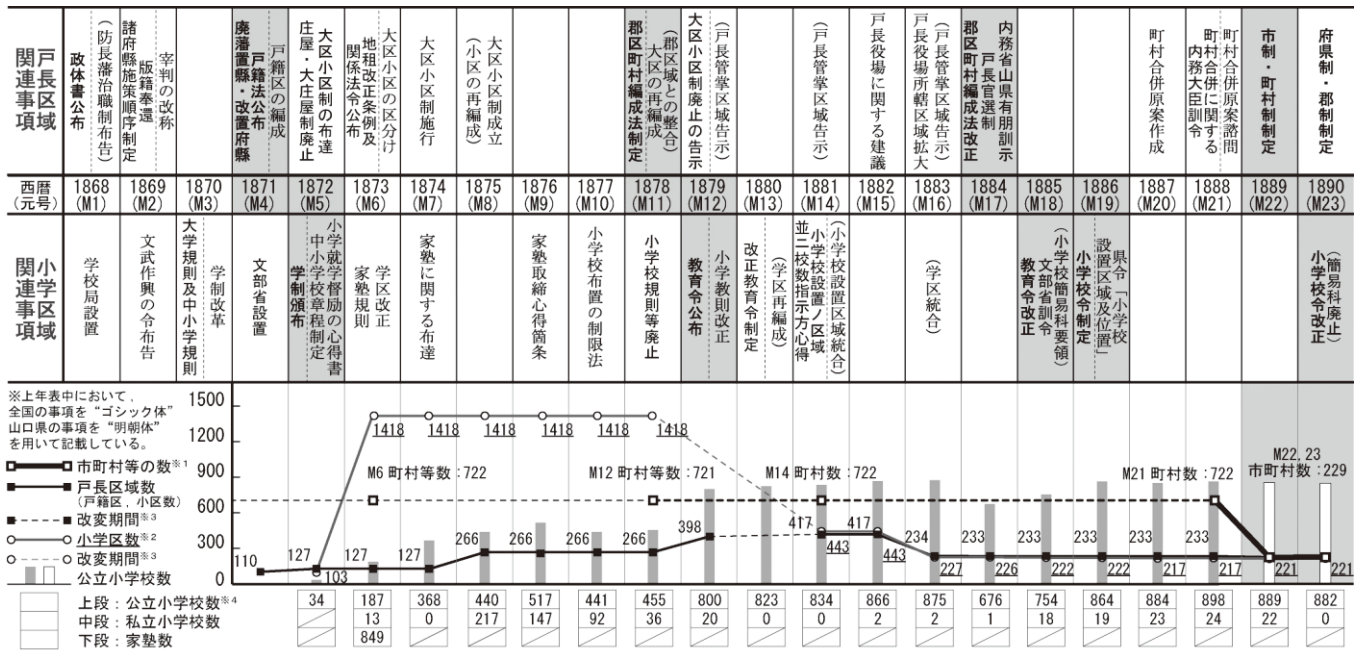


図2 明治の町村合併に至る諸制度の成立時期と山口県内の各区域数の変化

表1 郡別戸長区域数及び小学区・小学校本校数

郡名	町村数			戸長区域数				小学区数・公立小学校(本校)数													
	合併前			合併前				合併前													
	M12	M16	M22	M12	M16	M20	M16	M21	M2	M2	M2	M2	M2	M2							
大島	36	35	12	30	87	11	18	15	27	15	1	11	9	11	0	12	100	11	1		
玖珂	123	123	37	71	75	36	28	29	21	30	0	29	21	24	5	33	89	24	9		
熊毛	48	48	26	26	50	25	36	25	35	2	22	32	22	0	25	96	22	3			
都濃	50	50	22	37	78	20	10	19	11	20	10	18	2	19	11	19	0	25	18	4	
佐波	52	52	15	34	74	15	13	13	13	16	13	16	0	15	13	15	0	15	13	2	
吉敷	34	30	26	69	24	50	24	50	22	55	21	22	55	22	0	18	94	23	0		
(山口)	40	40	1	1	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	1	100	1	0
厚狭	52	53	16	27	59	16	13	16	13	16	15	1	16	13	16	0	16	100	16	0	
美祿	25	25	13	22	86	13	15	13	15	13	15	13	13	15	13	0	13	100	13	1	
豊浦	117	118	31	63	57	28	14	28	14	28	14	26	2	27	15	27	0	31	100	18	12
(赤間郡)	26	26	1	1	0	4	25	4	25	3	0	0	0	5	0	1	100	5	0		
大津	26	26	8	15	60	9	33	10	30	10	0	10	30	9	1	8	100	10	0		
阿武	53	53	25	35	60	26	42	26	38	25	2	26	38	27	0	25	100	25	3		
(萩)	37	37	1	7	0	4	0	4	0	4	0	4	0	1	0	1	100	1	0		
見島	1	1	1	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	0	1	100	1	0	1	
合計	721	722	229	398	67	234	48	233	48	227	24	216	12	217	24	214	6	222	97	199	36

※1 表中口内の数字は、独立町村により構成される区域数が全区域数に対して占める割合(%)を示す。
 ※2 旧城下町部である吉敷郡、阿武郡内の山口・萩地区及び赤間郡は欄を分け記載している。
 ※3 明治16年時点の小学校数については、明治17年の状況を描いた絵図をもとに推定している。
 ※4 吉敷郡「上宇野令村」は、戸長区域のみ独立町村で構成され、小学区については隣接する山口町部と一体で形成している。そのため「町村数」「戸長区域数」の項目は「吉敷郡」の行に加え、「小学区数」については、小学校本校の立地する「(山口)の学区として扱っている。

えず、むしろ標準戸数を超える規模の町村が必要とされた要因が存在したと推測される。そこで次章以降では、明治の大合併に至るプロセスに関し、それ以前の行政区の変遷に注目し分析を行う。

5. 山口県における戸長区域と小学区域の再編過程

まず新町村の区域設定に影響を及ぼしたと考えられる2つの行政関連区域(戸長役場管轄区域・小学区域)の再編について、関係施策の実施時期及び区域数の変化に注目し、時系列に沿って整理する。図2は、明治元年から大合併関連制度が制定された明治23年までの行政関連区域設定に関する主要事項及び山口県内の各区域数変化と学校数変化、表1は、山口県内の戸長役場管轄区域(以降、戸長区域)及び小学区編成状況が把握可能な3時期の文献資料^{注12)}を元に、郡別の戸長区域数・小学区数及び公立小学校本校の整備状況の変化を示したものである。

5.1 戸長区域数の変化

戸長役場管轄区域(戸長区域)は、明治12年の大小区制廃止により従来の小区役所が戸長役場へと改称され成立したものであるが、本論ではその前身となる小区及び戸籍区の成立まで遡り区域の変遷を見ていく。明治4年、戸籍法公布により戸籍事務を取り扱うための行政区として戸籍区が新たに設けられ、その区毎に戸籍専管の戸長が置かれた。戸籍区は当初、当時の山口県内の郡を分け「一區ヲ定ムルハ四五丁モシクハ七八村ヲ組合スヘシ^{注13)}」として、旧来の町村を組み合わせ県内が110区に区分された。また同年11月、山口県が旧支藩の3県(岩国・豊浦・清末)と統合した事により、戸籍区も127区へと増加している。その後、明治5年の太政官布告により、それまで戸籍事務とは別に一般行政事務を担っていた庄屋職等が廃され、土地・人民に関わる全ての事項が戸長の取り扱いとなる。この時点では、当時の戸籍区に変更はなく127区が存続していた。しかし、同年10月に大区小区制に関する布達^{注14)}が出され、明

治7年からの大区小区制施行に向け新たな区分けが進められる事になる。山口県では当初21大区を設け、小区として旧戸籍区127区を仮に設定していたが、さらに細分化が行われ明治8年266の小区が成立した^{注15)}。

その後、明治11年7月の地方3新法(郡区町村編成法・府県会規則・地方税規則)制定に伴い、大区小区制が廃止され郡町村制へと移行したため、明治12年小区役所管轄区域は戸長役場の管轄区域となった^{注16)}。この時点で山口県内12郡には、102町588村4浦27島の計721町村があり、それに対し「毎町村ニ戸長各一員ヲ置ク又数町村ニ一員ヲ置ク」との方針のもと計398の戸長区域が設定された^{注17)}。この時点の独立町村による戸長区域数は268、連合戸長区域数は130であった。戸長区域の266から398への増加は、町村の連合区域からの独立等を望む声に対応したものとされ、郡町村制へ

の移行にともない各町村の権限拡大が影響したと考えられる。その後も独立や組み替えが進み、明治14年には計417区域まで増加している。一方で、戸長役場数の増加は、そのまま地方費負担の増加につながっており、明治15年県会において「戸長役場ハ成ルベク数町村連合設置スルヨウ論達サレタシ」との建議が出されている^{注18)}。これを受けて、山口県は「町村の財政能力や地理・交通の便否を勘案し、かつ小学校の226区とも一致」するように行政指導を行ったとされ、明治16年末には233区にまで再編成が進められた^{注19)}。また、この時点での独立町村による戸長区域数は113、連合戸長区域数は120で、独立町村による戸長区域が大幅に減少しているにもかかわらず連合戸長区域数も微減している。つまり単純に独立町村が連合町村に組み込まれるだけでなく、連合町村自体もより大規模な戸長区域として再編されたものと推測される。明治17年には、内務卿訓示^{注20)}により戸長区域について500戸を境とした合併の可否が示されており、全国的にも戸長区域の規模拡大が進められる状況にあり、山口県はそれに先行する形で再編が進められていた。

そして、明治21年4月の市町村制公布にともない、山口県では6月に翌年4月の実施に向け新市町村の骨子案^{注21)}を作成しており、移行による混乱を最小限にとどめる為、「新町村は現在の戸長の管轄区域とすること」との方針のもと合併が行われている^{注22)}。

5.2 郡別の戸長区域設定状況

次に郡別の戸長区域の設定状況について考察を行う。大区小区制時、設定された大区は旧来の郡境を越え区割が行われたが、小区に関しては旧来の町村に基づき区割がなされていた^{注23)}。山口県においても、大区小区制への移行体制が整えられた明治8年時の資料には、全266小区のうち約半数となる130区が独立町村により構成されていた事が記されている^{注24)}。ただし、当時の県内721町村に対し独立町村が占める割合は極めて低く、各郡の一部地域を除き、多数の町村が連合する事で大部分の小区が形成されていたと考える事が出来る。その後、郡区町村制施行時の明治12年には、旧来町村の権限復活を契機として、独立町村数が全区域の3分の2を占める事になる。各郡の戸長区数に占める独立町村の割合も、各郡とも5割を上回っており、大島郡や美祿郡では9割近くが独立町村により構成されるようになっている。その後、明治16年までの戸長区域再編成により再び各郡の独立町村構成比率が減少しており、吉敷郡と離島の見島郡を除き5割以下へと変化している。以降、戸長区域の再編は都濃郡の1区域を除いて行われておらず、他の区域は合併直前まで引き継がれている。

5.3 小学区域数の変化

小学区域の設置は、明治5年の学制頒布を契機として行われ、文部省管轄のもと全国が8大学区に区分され、1大学区に対して32中学区、1中学区に対して210小学区を設ける基準にもとづき区割が進められた^{注25)}。各学区にはそれぞれ、大学・中学・小学校の設置が義務づけられ、この学区設定は、1中学区人口13万人、1小学区人口600人を単位とする規程^{注26)}に基づき、当時の全人口に対して各区の内訳が算定されていたと考えられる。

山口県では、同年の「中小学章程^{注27)}」において、県内を4中学区(岩国・山口・萩・豊浦)、各中学区を20区域に分け、計103小学区が設定されたが、これは当時の学制の規程に沿うものではなく、翌6年には学区の改正が行われている^{注28)}。当時の山口県の人口は

約829,000人であり、規程の人口に換算すると約6.4中学区1381.7小学区が必要となる^{注29)}。実際に改正された学区数は、6中学区1,418小学区で、概ね学制の規程に基づき調整が行われたと判断される。

この学区数は明治12年の教育令施行まで維持されているが、「文部省年報^{注30)}」に記された公立小学校数を見ると、明治11年時点で1,418学区に対して455校と増加してはいるものの依然として学区数とは大きな乖離が生じており、学制の規程に準じた学校設置は現実的なものでなかった事が推測される。山口県では、当初小学教育は在来の家塾に依存する状況であったとされ、明治6年時点でその数は849に及ぶ^{注31)}。ただし、統一的な小学教育普及の妨げになるとして、明治6年7月に開設基準を厳格化した「家塾規則^{注32)}」、翌7年には小学生徒が家塾に移る事を禁じる布達^{注33)}を出している。さらに、明治9年12月の「家塾取締心得箇条^{注34)}」の中で、家塾の開設目的をあくまでも僻地等の条件により就学困難な生徒に対する施設として明確な位置づけを行っている。公立小学校数は、家塾に対する制限が行われる中で、明治9年にかけて一時517校まで増加している。しかし、新たな小学校の設置・運営は学制当初存在した寄付金や文部省委託金への依存が大きく、政策が民費を主財源とした学校経営へと移行を図る中で財政的に困難な状況が生じ、明治10年「小学校布置の制限法^{注35)}」が定められたことで、学校数は450校前後に減少している。

その後公布された明治12年の教育令では「毎町村或ハ数町村連合シテ公立小学校ヲ設置スベシ^{注36)}」と示され、従来の学区が廃止され各小学校の設置主体は各町村へと変化することになる。山口県では、明治14年にかけ学区の分合を進めており、明治12年の「山口縣学事年報^{注37)}」には「學區の制廢セラレシヨリ各小學ヲ其町村ニテ受持タラシメ之ヲ學區トナス爾來町村ノ協議を以テ之ヲ分ツアリ或ハ之ヲ合スルアリ概スルニ分區ハ合區ヨリ多シトス」とあり、具体的な数は明記されていないが、運営主体である町村を前提として学区の再編が進められていたと推測できる。これにより、当時の721町村に対し、1418存在していた小学区が明治14年時点で443にまで減少している。また、明治14年には文部省布達「小学校設置ノ心得^{注38)}」が示され、その中で独立町村もしくは連合町村の区域と学区とが一致する事が求められている。明治16年には、さらに学区の統合が進められ、227学区にまで再編が行われている。ただし、この時点の町村数は722町村と大きな変更はなく、教育令の公布を契機として、町村の財政基盤に基づく学校設置が義務づけられた結果、小学校の設置運営が可能な規模の独立町村もしくは連合町村により構成される小学区域へ再編が進められたと考えられる。

また、明治18年の内閣制度実施に伴い初代文部大臣に森有礼が就任すると、学校制度の改革を図り明治19年(1886)に小学校令が制定された^{注39)}。小学校令では、通常の義務教育期間の他に、地域の実状に応じ修業年限を縮めた簡易科^{注40)}の設置が認められるようになり、各小学区に本校1校設置という基準が緩和された。山口県では明治19年に「小学校設置区域^{注41)}」を設定し、毎学区に1尋常小学校、貧困地域に小学校簡易科の設置を計画している。これにより、地域の抱える経済的事情等に対応し、学校種別の調整を行いながら小学校配置が試みられることになる。

5.4 郡別の小学区域設定状況

次に郡別の小学区域の整備状況について考察を行う。山口県では

明治16年までに学区の大幅な再編が行われており、明治17年時点で学区数は226まで減少している。明治17年の「山口県学事年報^{注42)}」にはこの間の再編について、「十六年ニ於テ學區ノ數四百四十二ナリシカ其境界或ハ町村ノ疆界ト符号セス或ハ其區域行政區域ト異ナルヲ以テ町村教育費徴収上不便尠ナカラサルノミナラス又・・・従テ完全ノ學校ヲ設置スル能ハサルヲ以テ區域ヲ廣大ニシ行政區域ト同一ナラシメンコトヲ務メ本年ニ於テ二百二十六小學區ニ改正ス之ヲ前年ニ比スレハ二百二十六小學區ヲ減セリ是ニ於テカ初メテ學區ノ宜キヲ得タルモノ、如シ」と記載されており、「行政区域」との一致が図られたことで、初めて適正な小学区域を形成し得たとの見解が示されている。その後、合併前年の明治21年まで学区数に関して若干減少が見られるものの大きな再編は行われていない。また、合併前には、大部分の学区が単独町村でなく複数の町村により維持されており、あくまでも合併前の「行政区域」とは旧町村ではなく連合町村等による「戸長区域」であったと考えられる。一方、学区毎の小学校本校設置状況は、明治17年時点では対象11郡の内8郡において未設置学区が存在したが、明治21年の未設置学区は2郡に減少している。この2郡は明治17年時点本校未設置学区が存在しない地域であったが、その後経済的事情等により本校数が減少したため未設置学区が生じている^{注43)}。

その後、明治の合併により町村の統合が進められ、「行政区域」として「町村区域」が明確に位置づけられた事により、県内大部分の新たな町村がそのまま単独で学区域を形成し、合併後複数の町村により1学区を形成する地域は玖珂郡の4学区を含め、3郡6区域のみとなっている。明治22年の「学事年報^{注44)}」では、「・・・學區ノ適否ハ經濟ノ□□就學ノ便否等普通教育ノ消長ニ重大ノ關係アルカ故ニ數年前ヨリ町村區域ト符号セシムルニ注意シタレハ本年四月之レ□更定ヲ爲セシモ多クハ町村名ノ變更ニ随伴シテ表面上ノ手續ニ止リ實際區域ノ異動セシモノ僅少なレハ學校ニ影響ヲ興ヘタルモ亦甚タ尠ナルノミナラス將來自治制ト並行シテ悖ル所ナカルヘシ」と記載され、学区の「行政区域」との一致に向けた再編が、新たな「町村区域」形成に先行して行われていたといえる。一方で、各小学区の役割は当初、尋常小学校の設置運営が位置づけられていたが、明治21年12月の文部省内訓を契機として各地域の実状を考慮し「・・・將來小学校設置ノ區域ヲ區劃スル場合ニ於テ其町村ノ資力ハ専ラ簡易科ノ設置ヲ完全セシムルヲ目的トシテ之ヲ指定シ・・・」と後の尋常科設置を目標とした簡易科の設置義務へと変化している。そのため、合併後には再び本校未設置学区が増加している^{注45)}。

5.5 戸長区域と小学区域の変化

明治政府により当初、旧来の町村とは独立した役割を持って設置された戸長区と小学区であるが、実際の制度運用過程において両者の一致が図られるようになる。大規模な制度改変の時期を見ると、行政区域関連の施策がいずれも教育関連の施策の前年に施行されている。これは、教育施策が制度改変に追従したというよりも、むしろ各地域における近代教育普及過程において生じた課題解消の為、ベースとなる行政関連の制度変更を先行し、それを受け教育制度の改変が行われたものと推定される。また、山口県内の戸長区域数と小学区域数の変化に注目すると、特に明治11年の郡区町村編成法制定と翌年の教育令公布を契機として大規模な戸長区域と小学区域の再編が行われており、大きく乖離していた両者の数が明治14年以

表2 町村合併前の戸長区域と小学区域の関係

対象年	M16(1883)		M20(1887)		区域関係モデル	
区域名	戸長区域	小学区域	戸長区域	小学区域	1883年	1887年
一致区域	191	191	196	196	一致	一致
不一致区域数	① 1区域2学区	4	8	1	2	不一致
	② 1学区2・3区域	11	5	17	8	一致
	③ その他	17	15	8	5	不一致
小計	32	28	26	15		
全区域数	223	219	222	211		
一致率(%)	85.7	87.2	88.3	92.9		

モデル図凡例：○町村 □小学区域 □戸長区域

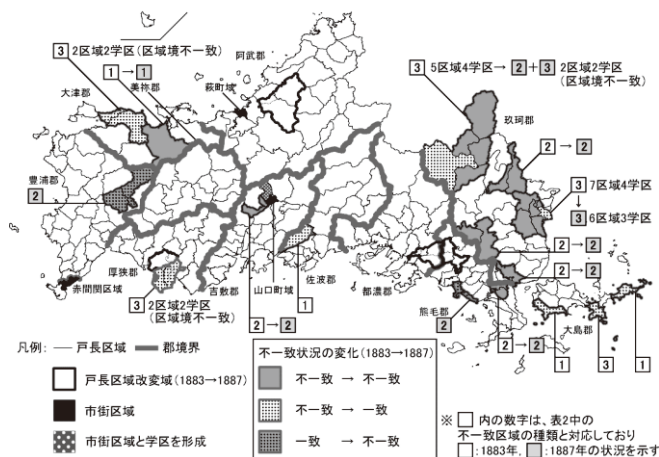


図3 町村合併前の戸長区域と小学区域の状況

降近似した値で推移することになる。これは教育普及のために必要な学校の新設・維持に掛かる費用負担が各町村住民に委ねられたことで、地域の財源を管理する戸長区域との連動が不可欠であったためと考えられる。その後、明治16年以降はより効率的な経営規模への統合が図られており、両者の数は完全に一致することは無いものの、一定の近似した区域数で合併へと至っている。最終的に町村が戸長区域の機能を担うことが定められ、これにより明治22年戸長役場の機能が町村役場へと引き継がれている。一方学区については、学校設置に課題を残していたが、地域の実情を考慮した上での「簡易科」設置が認められた事で、大部分の区域について独立町村により構成されるようになった。

6. 山口県における合併前後の区域変化

本章では、山口県における明治の合併前後の区域設定状況について、各区域相互の関係にもとづいて分類を行った上で、地図上にその分布等を示す。分析にあたり、旧町村を単位として形成された戸長区域と小学区域、そして合併後の新町村域について年代別に一致状況の把握を行なっているが、当時からすでに市街地を形成していた山口・萩両旧城下町地区及び赤間関区については、例外区域として分析対象から除外している^{注46)}。

6.1 合併前の戸長区域と小学区域の関係

山口県において戸長区域拡大が行われた明治16年(1883)と合併直前の明治20年(1887)の戸長区域と小学区域の一致状況の内訳を表2に、その分布を図3に示す。1883年時点の一致率は戸長区域数223を基準とした場合約85%、小学区域数219を基準とした場合約87%である。さらに合併直前の1887年には統合はより進められ、一

致率は戸長区域数 222 を基準とした場合約 88%、小学区域数 211 を基準とした場合約 93%へ増加している。この間の区域数の変化は僅かであるが、明治 16 年時点の不一致状況が明治 20 年に向け解消された区域も存在し、大島郡や佐波郡では郡内全ての戸長区域と小学区域が一致するに至った。一方、玖珂郡では不一致区域が多数残存し、いずれも複数戸長区域で小学区域を形成している。また豊浦郡のように全て一致状況にあった郡内で学区が減少し、不一致が生じた郡も存在する。

つまり、山口県では合併に至る時点で約 9 割の戸長区と小学区の一一致作業が完了した状況にあり、合併に至る過程で大部分の地域では、両区域の一致が図られていたといえる。特に明治 16 年時点での 1 戸長区域 2 小学区域の状況は、明治 20 年において、大津郡の 1 区域を除き全て解消されるに至る。一方で、1 小学区域を複数戸長区域により構成する区域については、継続及び増加の傾向にあり、小学区域を単独の戸長区域で構成する事が困難な区域が一部の地域において生じていた事が分かる。

6.2 新町村域と戸長区域及び小学区域との関係

次に明治 22 年 4 月の新町村成立時点の状況について、新町村域と戸長区域及び小学区域の 3 区域の関係から分析を行う^{注 47)}。

表 3 は、明治の大合併後により成立した 224 町村の区域を合併直前の明治 21 年時の旧戸長区域及び旧小学区域との関係に基づき類型化を行い、その内訳と構成モデルを示したものである。合併により 3 区域が完全に一致する町村を A 型、旧戸長区域のみと一致する町村を B 型、旧小学区域のみと一致する町村を C 型とし、旧戸長区域と旧小学区域は一致していたものの町村域とは一致していない D 型、そして 3 区域が一致していない町村を E 型とする。

旧戸長区と旧小学区の一一致した状況が、そのまま新町村へと引き継がれた A 型が対象町村の 71.4% を占め、高い割合を示している。次に旧戸長区と旧小学区が一致していた D 型が 18.3% を占める。また、3 区域が一致していない町村は全体の 2.2% に過ぎず、新町村域の設定に際して、行政区としての旧戸長区、地域住民による費用負担をとともなう旧小学区が存在が大きな影響を与えたものと推定される。

表 3 町村合併時の町村域・旧戸長区域・旧小学区域の関係

区域名	3区域一致 [A]	2区域一致		3区域不一致 [E]	合計	
		[B] 町村域 戸長区域	[C] 町村域 小学区域			[D] 戸長区域 小学区域
合併前町村数	431[69.7]	63[10.2]	3[0.5]	89[14.4]	32[5.2]	618
合併後町村数	160[71.4]	17[7.6]	1[0.4]	41[18.3]	5[2.2]	224
関係区域数	160(160)	17(10)	2(1)	36(36)	7(4)	222(211)

※1 合併前後の町村数について、[]内の数値は合計町村数に占める割合(%)を示す。
 ※2 関係区域数は、合併前の戸長区域数及び(小学区数)を示している。

さらに、山口県内の類型分布状況と郡別構成比率を図 4, 5 に示す。郡により各類型の分布状況には差が存在しており、佐波郡や厚狭郡では、全町村域が旧戸長区及び旧小学区と一致する A 型の町村により構成されている。その他の郡も半数以上が A 型の町村で占められるが、玖珂郡のみ半数以上の町村で 3 区域の一致に至っておらず、特に新町村域が旧戸長区とのみ一致する B 型が多く分布している。前章の図 3 と比較すると、明治 20 年時点で戸長区と小学区の統合が進められていた佐波・厚狭・阿武・大島・都濃・美祢の 6 郡は、A 型の割合も上位を占めており、新町村域の設定が比較的円滑に進められたと考えられる。一方で、不一致区域を残した 5 郡では、結果として新町村域の設定に際しても他郡に比べ比較的多くの不一致町村を残している。元々の戸長区と小学区が一致していない状況に加え、新たに設定された町村境との不一致区域を抱える事になり、A 型の町村が相対的に低くなっていると考えられる。

また、小学区に関しては明治の合併と合わせ明治 22 年に再編が行われており、独立町村による学区が大半を占めるようになっていた。その中で合併後も一部残った複数町村により構成される 6 学区は、いずれも A 型の割合が下位の玖珂・熊毛・吉敷の 3 郡に位置し、町村合併に際して不一致を残す事になった郡は、学区の調整に課題を残していたと考えられる。さらに本校の未設置区域を見ると、その多くが A 型以外の町村に分布している事が分かる。ただし、豊浦郡のように A 型においても多くの未設置町村が分布する地域もある等、地域的な差異が生じていた。

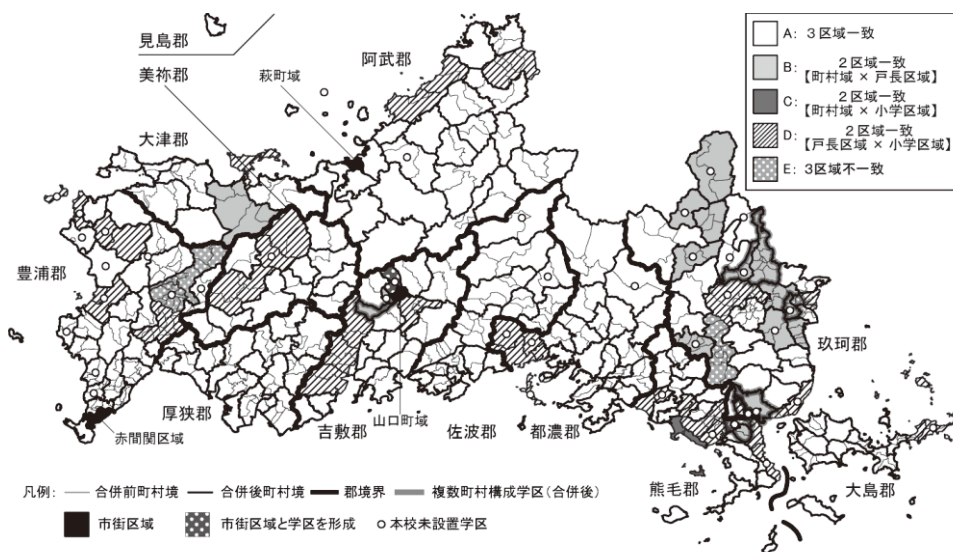


図 4 町村合併時の町村域・旧戸長区域・旧小学区域の状況

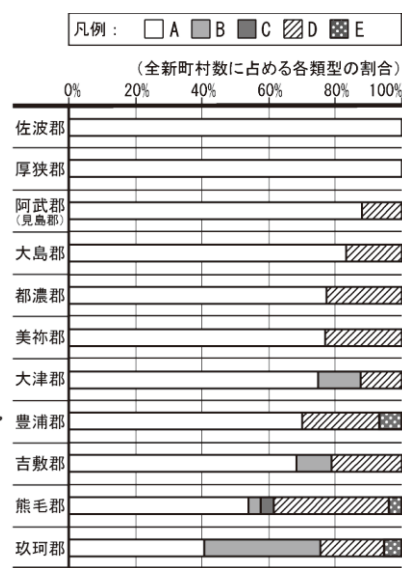


図 5 郡別構成比率

7. 結論

7.1 得られた知見

- 1) 明治の町村合併では300戸から500戸という標準戸数規模が設定され、山口県においても合併により下限値である300戸を下回る町村の数は大幅に減少した。但し、500戸以上の町村が大半を占め、必ずしも合併時に提示された基準に対応した再編は行われていない。
- 2) 町村合併以前には、近代的な新制度実施に際して設置された行政区域として、戸長区と小学区が存在する。両者はそれぞれ異なる目的を持って設置され、その数は近世からの旧町村単位の組み合わせにもとづきながらも、当初乖離した数で推移していた。しかし、郡区町村編成法施行以降、町村の自治権拡大に伴い両者の数は一致へ向かった。
- 3) 合併に至る過程での戸長区の状況を見ると、旧来町村の権限拡大により明治15年時点で417区まで増加していた戸長区であるが、地方費負担の増加から明治16年以降減少に転じており、一時期は約70%まで増加していた単独町村により構成される戸長区も、明治16年以降は48%程度に減少している。
- 4) 合併に至る過程での小学区と学校整備の状況を見ると、小学区の大規模な統合が行われた明治16年以降、単独町村により構成される小学区は24%にとどまる一方、本校未設置の小学区は2郡6区域(2.8%)まで減少している。つまり、県内大部分の地域において複数町村連合による本校運営の体制が整えられた状況で合併を迎えていた。そして、町村合併により単独町村により構成される小学区域が97%となり、町村単位と小学区の対応が図られている。
- 5) 町村合併前の戸長区と小学区との関係を見ると、約9割の地域で両区域が一致した状況となっており、合併の前段階として区域の調整が図られていたといえる。また、合併前の独立町村による構成比には戸長区と小学区で2倍の差が生じていたが、これは不一致区域の中で、単独の町村による戸長区であっても、小学区域については連合で構成している状況を示すものであり、県東部に比較的多く分布している。
- 6) 合併後の新町村域と直前の戸長区・小学区の関係を類型化した結果、3区域が一致するA型が最も多く県内約70%の地域を占める。つまり、合併の前段階に行われていた戸長区と小学区の調整が、その後の新町村域設定に大きく寄与していた事が考えられる。一方で戸長区・小学区は一致しているが合併後の町村域とは一致しないD型の町村も約20%存在している。この場合、町村合併により戸長区の担っていた役割のみが新町村へと移行されるため、D型の町村は合併時単独での学区運営に課題を残していた可能性を有している。その後、合併にともなう小学区の再編により、D型町村の多くは、独立町村による学区運営に移行するが、一部地域では依然として一致に至っていない区域が残存する結果となった。
- 7) 町村域・戸長区・小学区の3区域が不一致の町村を最も多く抱えているのは県西部に位置する玖珂郡で、いずれも小学区の不一致に関連した町村である。こうした状況は、事前の本校設置の遅れとも対応している。当時の玖珂郡の状況は、史資料などにおいても指摘されており、画一的な制度の普及に対し、県内大多数の町村は事前に体制を整えることが出来ていたが、一部の郡におい

て町村合併の目的が達成に至っていないともいえる。

7.2 考察

以上より、山口県における明治期の町村合併について、先行して設けられていた2つの行政関連区域の一致が新たな町村境決定に大きな役割を果たしていたことが明らかとなった。山口県内では、数年をかけて戸長区と小学区の調整が図られており、大部分の区域において両者が一致した状況の下、町村合併を迎えていた。その結果、両区域を構成していた連合町村が新町村としてその行政機能を引き継いでおり、町村域、戸長区、小学区の一一致が図られ、山口県内の大部分の地域において合併後の単独町村で学区を維持できる体制が既に整備されていた。こうした事前の区域再編が大部分の地域で進められていた点が、山口県における円滑な町村合併を可能とした要因と考えられる。

明治の町村合併における行政区域の再編は、近代化にともなう様々な制度改革が進行する状況下で行われた。その中で、近代教育の普及は当初学制の規定にもとづき人口に応じた学区数が設定されていたが、その後設置・運営の観点から地域の状況に即した形で再編が行われている。その契機となったのは郡区町村編成法の制定であり、財源を各町村に委ねる形へと移行した。一方、各町村では規模や住民の生業により単独町村での財源・児童の確保に課題を抱えており、連合町村での学区運営が試みられる事になる。その際、租税等の管理を行う戸長区との一致が基盤となっていた。明治の町村合併の目的の1つは、新町村に戸長区が担っていた機能を移行する事で、これにより山口県では多くの地域において、町村域と戸長区・小学区との機能が相互に関連づけられた行政区域の成立をみたといえる。結果として、小学校の設置運営が各町村に委ねられたことが地域住民の直接的な負担に繋がり、合併の必要性を高めた一因と考えられる。そのため、行政区域の広域化は財政的基盤の強化につながり、県内の学区整備に寄与したと言えるが、一方で画一的な制度実施は一部地域において課題を残した。特に、多くの郡で僅かではあるが本校未設置区域が存在し、以前から小学校の設置に課題を抱えていた玖珂郡では多くの本校未設置区域に加え、新町村域と小学区の不一致区域も複数見られる。

山口県は中山間・島嶼部が大半を占めており、今後は、地理的制約や人口の粗密、歴史的背景等の諸条件が各地域に及ぼした影響について考察することが課題といえる。さらに明治の町村合併前後の地域毎の状況について、当時行われた政策的議論に関する検証等を含め、より詳細に把握した上で学校教育拡充の経緯と学校施設の整備過程について分析を試み、明治の町村合併がもたらした成果と課題を明らかにしたい。尚、本研究は日本学術振興会科学研究費(25289210)の助成を受けたものである。

注

注1)「行政区域」は現在、「行政界により囲まれた行政区」として一般的に地方公共団体を指す際に用いられているが、明治の町村合併以前、旧来町村の他に設けられた行政機能を担う区域についても「行政区域」という用語が使用されている事から、本論文中においても、行政機能を担う単位を示す用語として使用する。

注2)本文中に記した明治・昭和の合併の目的については、参考文献1)の記述を引用している。また、その際提示された自治体の標準となる規模については、明治21年(1888)の『町村合併標準提示』及び昭和28年(1954)の『町村合併促進法』の条文中に記されており、以下は戸数及び人口に関する

る箇所を記している。

明治21年(1888)6月13日 内務大臣訓令第352号「第三条 町村ヲ合併スルハ其資力如何ヲ察シ大小広狭其宜ヲ量リ適当ノ処分ヲ為スコシ但シ大凡三百戸及至五百戸ヲ以テ標準ト為シ猶従来ノ習慣ニ随ヒ町村ノ情願ヲ酌量シ民情ニ背カサルヲ要ス且現今ノ戸長所轄区域ニシテ地形民情ニ於テ故障ナキモノハ其区域ノ儘合併ヲ為スコトヲ得」参考文献2) pp. 267

昭和28年(1953)9月1日 法律第二百五十八号「第三条 町村は、おおむね八千人以上の住民を有するのを標準とし、地勢、人口密度、経済事情その他の事情に照らし、行政効率を最も高くし、住民の福祉を増進するようにその規模をできる限り増大し、これによつてその適正化を図るように相互に協力しなければならない。」参考文献3)

注3) 過去の合併が地域社会に及ぼした様々な影響は、多くの既往研究の中で述べられている。明治期の町村合併に関する既往研究については、次章で言及する。

注4) 明治の町村合併以降進められた市町村の統廃合により、平成26年(2014)4月時点で自治体数は1,718市町村で、この数は明治の大合併前の71,314町村に対し約2.4%となる。参考文献1)

注5) 旧町村単位で設けられた施設には様々な種類があるが、近年特に廃校となった公立小学校校舎及び跡地の利活用が活発化しており、文部科学省も「廃校施設の実態及び有効活用状況等調査研究委員会」を発足させ、平成15年(2003)に「廃校リニューアル50選」及び「廃校施設の実態等調査報告書」を公表するとともに、平成22年(2011)に「みんなの廃校」プロジェクトを立ち上げるなど、地域住民にとって身近な施設として積極的な活用が進められている。参考文献4)

注6) 総務省は、平成26年(2014)4月22日付で「公共施設等総合管理計画の策定要請」を示し、総務大臣の「我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)にも資するものです。(後略)」との方針のもと、各市町村に計画策定の要請を行っている。参考文献5)

注7) 参考文献26)p. 71参照。また、明治の合併後も各地で分離・合併が行われており、明治22年(1889)から大正11年(1922)までの間に全国の町村数は15,859から12,315市町村へと計3,544市町村(22.3%)減少している。一方、山口県では229が225と僅か4町村(1.7%)の減少に止まっている。参考文献1)

また、参考文献12)の中では、新町村とそれ以前の行政関連区域との整合比率に関して、山口県の比率が滋賀・宮城・群馬・兵庫県等に対して極めて高率であることが示されている。

注8) 戸長役場管轄区域は、戸籍法に基づく戸籍区を起源とする。戸籍法に基づく戸籍区の設置については、明治4年(1871)4月4日 太政官布告第170号(戸籍法)「第一則 戸籍旧習ノ錯雑アル所以ハ族属ヲ分ツテ之ヲ編製シ地ニ就テ之ヲ収メサルヲ以テ遺漏ノ事アリト雖モ之ヲ検査スルノ便ヲ得サルニ依レリ…(中略)…故ニ各地方土地ノ便宜ニ随ヒ予メ区画ヲ定メ毎区戸長並ニ副ヲ置キ長並ニ副ヲシテ其区内戸数人員生死出入等ヲ詳ニスル事ヲ掌ラシムヘシ」第三則 凡ソ区画ヲ定ムル譬ハ一府一郡ヲ分テ何区域ハ何十区トシ其一区ヲ定ムルハ四五丁モシクハ七八村ヲ組合スヘシ然レ共其小ナルモノハ数十二及ヒ大ナルモノハ一二ニ止ルモ都テ其時宜ト便利トニ任セ妨ナシ…(後略)」参考文献24) pp. 115-116

と示され、旧来の町村機構から戸籍事務についての機能が切り離されている。各区には戸長が置かれ、当初戸籍事務に関する任務を請け負っていたが、明治5年(1872)4月の太政官布告により、旧来の庄屋・名主・年寄などが廃止されると土地・人民に關係の事項は、すべて戸長の取り扱いとなった。参考文献25) pp. 100-103

この戸籍区は、明治政府が全国統一の税制を実施するにあたり、旧山口藩が文政8年(1825)より実施していた戸籍士法を参考にしており、旧山口藩の戸籍制度が新戸籍(壬申戸籍)の祖型と見なされている。参考文献22)

注9) 明治5年(1872)、明治政府による学制発布にともない、「学校を設立し学区制度を運営する機構」として学区制が採用された。具体的には1872年8月2日太政官布告第214号「大中小学区之事」の中で、大学区・中学区・小学区の設置に関する事項が示されている。参考文献24)

注10) 本論では行政区域の変化に関する基礎資料として、前出の参考文献24)『法令全書』に加え、明治元年から明治22年(1889)の状況について記した『大蔵省布達全書』、『官報全誌』、『大日本帝国内務省統計報告』、『大日本帝国文部省年報』、『地方行政区画便覧』、『山口県布達達書』、『山口県月報』、『山口県大区小区村名書』、『山口県戸長役場帳帳』、『山口県統計書』、『山口県学事年報』、『中小学章程』、『学令類纂』、『学令類纂追加』、『山口県小学校設置区域及位置図』参考文献27)～参考文献44)を用いている。

注11) 山口県内における明治の町村合併時の状況について記した資料として、参考文献25)、26)、42)を参照している。

注12) ここでは、明治12、16年(1879、1883)時の状況について参考文献26)、明治21、22年(1888、1889)の状況については参考文献39)、40)に記載された内容を参照している。

注13) 参考文献25) 戸籍法第三則より抜粋

注14) 明治5年(1872)10月10日 大蔵省布達第146号 参考文献27)

注15) 参考文献26)pp. 101-106、参考文献27)pp. 8-22

注16) 参考文献25)pp. 110-112

注17) 引用箇所については、明治11年(1878)7月22日 太政官布告第17号(郡区町村編成法)第六条より抜粋。参考文献24)

また、山口県内の状況については参考文献27)pp. 22-26

注18) 明治15年(1882)3月の山口県通常県会において「戸長役場ハ成ルベク数町村連合設置スルヨウ論達サレタシ」と建議されている。参考文献25)pp. 115

注19) 明治16年時点の戸長区域については、参考文献26)、35)参照

注20) 明治17年(1884)5月7日 内務卿訓示より以下抜粋「一 戸長役場ノ所轄区域ハ郡区町村編成法第六條ニ依リ府知事県令ニ於テ適宜ノヲ定ム可シト雖モ一町村凡ソ五百戸以上ノ者ハ連合セシテ戸長一員ヲ置クヘシ其五百戸以下ノ町村ハ便宜連合スルヲ得ルモ合テ五百戸以上五町村以上ニ及フヘカラス但其概率ニ由リ難キモノアルトキハ状ヲ具シテ伺出ツヘシ」参考文献24)

注21) 山口県では、明治21年(1888)6月13日の「町村合併に関する内務大臣訓令」に先立ち調査の内示を受け、「町村合併処分」等と題する調査結果を同年8月9日内務大臣に報告している。参考文献26)pp. 36

注22) 参考文献25)pp. 290

注23) 参考文献34)

注24) 参考文献34)

注25) 明治5年(1872)8月2日太政官布告第214号中の「大中小学区之事」参照。参考文献24)

注26) 小学区設置に関する規定として、明治6年(1873)2月9日 文部省布達第13号「(前略)…人口大約十三萬人ヲ以テ一中学区ノ目的トス…(中略)…人口大約六百人ヲ以テ一小学区ノ目的トス…(後略)」とある。参考文献24) pp. 1444-1445

注27) 『中小学章程』は山口県学務課により明治5年(1872)発行され、学生の心得の他、学区についても記されており、小学教則(明治5年9月8日 文部省布達番外)では小学校は上等小学・下等小学の各4年制であり、さらにそれらを各八級に分けていたが、山口県における初等教育は当初『中小学章程』により「第十章 (前略)…書記等末々全備セサルヲ以テ…(中略)…上下二等ヲ混一シ…課程五級トナシ…(後略)」という形で規定された。学区は、県内が四中学区に分けられ、各中学区は20地域・103小学区に区分けされる形で始まった。参考文献38)

注28) 明治6年(1873)10月の文部大臣による学事状況視察に先立ち、文部省より「山口縣の小学区は面積が廣過ぎるから、人口六百人内外を一小学区として更に区分を改め至急に届け出よ。」との布達が行われ、その後改正が行われた。参考文献42) pp. 28-33

注29) 明治6年(1873)時点の山口県の人口は、参考文献37)を参照している。

注30) 参考文献29)『文部省年報』に記載された、各年の県別公立小学校数を参照している。

注31) 明治6年(1873)時の家塾数は、参考文献37)中の記載を参照している。

注32) 明治6年(1873)7月の『家塾規則』では、「小学区内ノ諸家塾ハ総テ小学ノ所管トシ、其教員毎月一次小学へ集シテ学則ヲ商議シ諸布令ヲ拝見スベシ 但、小学未設ノ地ハ近隣便宜ノ小学へ出ツヘシ…」とあり、小学校の所管として家塾が位置付けられている。参考文献42) pp. 228-229

注33) 明治7年(1874)8月山口県布達「家塾の開設場所を制限」参考文献44) pp. 955

注34) 明治9年(1876)12月の「家塾取締心得箇条」では、家塾の開設目的について「第一条 家塾ハ山間僻地ノ子弟ヲシテ不学ニ終ラシメサルガ為ニ設クルヲ以テ第一ノ要旨トス」と規定している。参考文献43) pp. 278-280

注 35) 明治 10 年(1877)5 月 24 日の「小学校布置の制限法」では、「第一条 一小区(戸籍)内ニテ三校以上ノ設立 第二条 両校間ノ距離廿五丁未満ノ地但、第一条第二条共都会戸稠密ノ地ハ此限ニ非ス 第三条 戸数百五十戸未満ノ地 第四条 学区内ニテ一ヶ年百二十円以上ノ学費ヲ支弁シ能ハサル者 但、第三条第四条共僻村孤島ハ此限ニ非ス 前条ノ如ク定ムルト雖トモ、實際上ニ於テ必ス設置ヲ要スル者ハ吏員出張事情ヲ取ルシ差シ許ス事モアルヘシ」と設置条件が指示された。参考文献 41) pp. 321-322

注 36) 明治 12 年(1879)9 月 24 日 太政官布告第 40 号(教育令)抜粋「第九条 各地方ニ於テハ毎町村或ハ数町村連合シテ公立小学校ヲ設置スヘシ」参考文献 24)

注 37) 参考文献 7) の明治 12 年「學区分合」欄に記載された内容を引用。

注 38) 明治 14 年(1881)1 月 29 日の文部省布達における「小學校設置ノ區域並ニ校数指示方心得」では、「第一条 小學校ヲ設置スヘキ独立町村若クハ連合町村ヲ以テ学区トス 第二条 学区ハ左ノ三項ニ從ヒ府知事県令之ヲ定ムヘキモノトス 第一項 学区ノ境界ハ一町村ノ境界若クハ数町村連合ノ境界ト符号スルヲ要ス 第二項 学区ハ其区内年齢兒童ノ學校ニ往來スルニ不便ナキヲ要ス 第三項 学区ハ小學校ヲ設立支持スルニ足ルヲ要ス 第三条 学区ハ前条ノ都合ニ因リ一区内ニ一小學校若クハ数小學校ヲ設置スルモアルヘク又一区内ニ一小學校若クハ数小學校ト一分校トヲ設置スルモアルヘシ」とあり、山口県では明治 14 年から 16 年にかけて学区の統合を試みている。参考文献 24)

注 39) 明治 19 年(1886)4 月 10 日勅令第 14 号 参考文献 24)

注 40) 小学校令「第十五条 土地ノ情況ニ依リテハ小学簡易科ヲ設ケテ尋常小学科ニ代用スルコトヲ得但其經費ハ区町村費ヲ以テ支弁スヘシ」として、設置を認められた小学簡易科は、修業年限を 4 年とする尋常小学校に対して、「三箇年以内タルベシ」とし、授業料を無償にしたため当時「貧民学校」とも呼ばれた。参考文献 45)

注 41) 明治 19 年(1886)12 月 28 日 縣令第 47 号 「小學校設置區域及位置」では、「第一条 小學校設置ノ區域ハ一町村若クハ数町村若クハ甲乙町村ノ幾部ヲ以テ之ヲ学区ト定ム 第二条 尋常小學校ハ毎学区ニ一箇之ヲ設置シ高等小學校ハ数学区ヲ連合シ若クハ一学区限りノヲ設置ス 但一学区内ノ戸数二千戸以上ノ場合ニ於テハ尋常小學校二箇ヲ置クコトアルベク又生徒通学不便ナル場合ニ於テハ尋常小學校分校ヲ置クコトアルベシ 第三条 小学簡易科ハ貧民ノ子弟多キ土地ニ之ヲ置キ又ハ尋常小學校ノ設置アル土地ト雖場合ニ依リテハ特ニ之ヲ配置スルコトアルベシ 第四条 尋常小學校ノ設置區域及位置ハ總テ從前ノ制定ニ依リ其合併分離ヲ要スルモノ及ヒ高等小學校設置ノ區域及位置並尋常小學校小学簡易科ノ位置等ハ等別ニ当分ヨリ指定ス」とある。参考文献 27)

注 42) 参考文献 37) の「山口縣学事第二報 明治十七年」に記載されている「學區々畫ノ情況」より引用。判別が困難な文字は□で示している。

注 43) 玖珂郡の学事の現状については、明治 19 年(1886)7 月 1 日の『防長新聞』に「玖珂郡学事概況 三四年前には郡中に七十九小学校ありて、教育の進歩は駁々乎として止まらざる勢ありしが、爾來廢合の舉ありて今は二十九小学校に減少し、加之世間の不景氣に誘はれて学資の弁出も問々苦情するが如し、就学生徒は学齡兒童の五分の一内外にて当春期試験には落第生頗る多かりき、・・・」と記載され、尋常小學校数減少の狀況が新聞記事としても取り上げられている。参考文献 44)

注 44) 参考文献 21) の「山口縣学事第二報 明治二十二年」に記載されている「學區」より引用。判別が困難な文字は□で示している。

注 45) 明治 21 年(1888)12 月 21 日文部省内訓總 2843 號より抜粋。また簡易科の設置について「簡易科ハ土地ノ狀況ニ依リ尋常科ニ代用スルヲ得ルコトニ相成」と記されている。参考文献 40)

注 46) 表 1 中に記載している合併前の山口の 40 町村、赤間関の 26 町村、萩の 37 町村の区域に加え、山口町域と隣接し小学区のみ町域と一体で形成していた吉敷郡「上宇野合村」の 1 村についても分析範囲から除外している。

注 47) 注 46) で対象とした区域に加え、明治 22 年の町村合併時に赤間関市域から独立した彦島村(六連島・彦島)を除く 224 町村、明治 21 年時の 222 戸長区、211 小学区について分析を行う。また、郡別の分析に関して、1 村のみの見島郡については、阿武郡に含めている。

参考文献

1) 総務省：市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴、
http://www.soumu.go.jp/gaipei/gaipei2.html, (参照 2015.09.01)

2) 東京市政調査会：自治五十年史 第 1 卷, 1940

3) 衆議院：法律第二百五十八号(昭二八・九・一),
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/0161953090125

8.htm, (参照 2015.09.01)

4) 文部科学省：～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト、
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm, (参照 2015.09.01)

5) 総務省自治行政局財務調査課：報道資料「公共施設等総合管理計画の策定要請」, 2014.4.22

6) 橋本隆, 湯沢昭, 森田哲夫, 塚田伸也：市町村合併の観点から捉えた計画系研究の変遷と展望 -2000 年以降の査読論文を対象として-, 日本建築学会計画系論文集, 685, pp. 653-662, 2013.3

7) 徳田光弘, 友清貴和：歴史的変遷から見た行政圏域と施設・サービス圏域の関係-生活圏域と市町村合併の整合性から見た圏域設定手法に関する研究 その 1-, 日本建築学会計画系論文集, 586, pp. 65-72, 2004.12

8) 徳田光弘, 友清貴和：施設・サービス圏域から捉える市町村の類聚性-生活圏域と市町村合併の整合性から見た圏域設定手法に関する研究 その 2-, 日本建築学会計画系論文集, 602, pp. 43-50, 2006.4

9) 眞嶋二郎：住宅市場構成から見た平成市町村大合併の検討, 日本建築学会計画系論文集, 679, pp. 2143-2148, 2012.9

10) 西野達也, 神門香葉, 平野吉信：中国地方における市町村合併に伴う公民館の再編状況とまちづくり拠点化に関する考察, 日本建築学会計画系論文集, 657, pp. 2537-2545, 2010.11

11) 亀卦川浩：明治地方自治制度の成立過程, 東京市政調査会, 1955

12) 井戸庄三：明治地方自治制度の成立過程と町村合併, 人文地理 21(5), pp. 481-505, 1969

13) 長谷部 弘：大区小区制下の村 -長野県小県郡上塩尻村の事例にみる, <村>の連続と非連続-, ヘスティアとクリオ(6), pp. 33-53, 2007.10

14) 田辺裕：明治行政村の成立 -栃木県旧熱田村の場合-, 地理学評論 35(5), pp. 280-295, 1963

15) 島恭彦：町村合併の「都市型」と「農村型」, 経済論叢 79(5), pp. 349-364, 1957

16) 江上芳郎：「学制」施行期における地方教育行政制度とその実態との跛行, 東北大学教育学部研究年報(6), 1958

17) 千葉正士：学区制度の研究, 勁草出版, 1962

18) 渡辺久雄：学校社会と行政地域 -富山県下未合併村を中心とした一考察-, 人文研究 8(10), pp. 1097-1119, 1957

19) 小松昌幸：町村合併と教育, 教育科学研究報告, 5, pp. 47-58, 1959

20) 酒川茂：小學校通学区域の形成過程 -広島市を事例として-, 人文地理第 35 卷第 2 号, pp. 20-42, 1983

21) 松沢裕作：町村合併から生まれた日本近代 明治の経験, 講談社選書メチエ, 2013.11

22) 井戸庄三：山口県における明治 22 年行政町村の成立過程(西村陸男編：藩領の歴史地理-萩藩-, 大明堂, 1968, 所収)

23) 生馬寛信：近代日本における児童就学の研究(III)-山口県下における小学簡易科の実態-, 佐賀大学研究論文集 31(2)(1), pp. 96-112, 1984

24) 内閣官報局：法令全書, 1912

25) 山口県文書館：山口県政史 上, 1971

26) 山口県総務部地方課：山口県町村合併誌, 1958

27) 大蔵省：大蔵省布達全書, 1884

28) 報告堂：官報全誌, 1886

29) 内務省：大日本帝国内務省統計報告, 1912

30) 文部省：大日本帝国文部省年報, 1914

31) 内務省地理局：地方行政区画便覧, 1887

32) 山口県：山口県布達達書, 1871~1889

33) 山口県：山口県月報, 1888~1890

34) 山口県：山口県大区小区村名書, 1875

35) 山口県庶務係：戸長役場根帳, 1884~1889

36) 山口県内務部：山口県統計書, 1891

37) 山口県：山口県学事年報, 1873~1891

38) 山口県学務課：中小学章程, 1872

39) 山口県第二部：学令類纂, 1889

40) 山口県第二部：学令類纂追加, 1889

41) 山口県文書館所蔵 絵図『山口県小學校設置區域及位置図』, 1885

42) 山口県教育会：山口県教育史 下巻, 1925

43) 山口県文書館：府県史料 山口県 3, 1988.3

44) 山口県：山口県史 史料編 近代 I, 2000.3

45) 神津善三郎：地域の中の“貧民学校”, 長野大学紀要 8(3), pp. 55-73, 1987

EFFECTS OF REORGANIZATION PROCESS OF ADMINISTRATIVE BOUNDARIES IN THE EARLY MEIJI ERA ON THE MUNICIPAL AMALGAMATION IN YAMAGUCHI PREFECTURE

Akira USHIJIMA *, *Junichi NAKA* ** and *Mahito NAKAZONO* ***

* Assist. Prof., Graduate School of Sciences and Tec. for Innovation, Yamaguchi Univ., Dr.Eng.

** SYN Space Planning, M.Eng.

*** Prof., Graduate School of Sciences and Tec. for Innovation, Yamaguchi Univ., Dr.Eng.

The aim of this study is to make clear the effects of reorganization process of administrative boundaries in the early Meiji era on the municipal amalgamation by a case study on Yamaguchi prefecture, and to obtain new knowledge related to regional planning method. Before the Meiji municipal amalgamation, the Meiji government had determined two kinds of administrative districts about family register and education. After that, the administrative functions of these districts were handed over to municipalities having spent several decades. During the years that intervene, the coordination among these kinds of administrative districts had been in disarray. However, these kinds of administrative districts had been coordinated comparatively smoothly in Yamaguchi prefecture. Therefore we analyzed the designation process of these antecedently determined districts in Yamaguchi prefecture. The results are as follows.

1) At first, two kinds of administrative districts were determined for different purpose of family registration control and development educational facilities. Therefore, the both total number of districts were largely different. However, to enhance efficiency in administrative functions the both number of districts had been closed by the Meiji municipal amalgamation in Yamaguchi prefecture. Thereby the boundaries of new municipalities after merger were matched two preceding districts in most of the areas.

2) New municipalities after the Meiji municipal amalgamation were able to classify into five types based on three kinds of boundaries. The boundaries of new municipalities coincided with two preceding districts classified into A-Type. The boundaries of new municipalities coincided with only family registration districts classified into B-Type. On the contrary, the boundaries of new municipalities coincide with only educational districts classified into C-Type. And the boundaries of new municipalities of not coinciding with antecedently matched administrative districts classified into D-Type. The boundaries of three different districts classified into E-Type.

3) In Yamaguchi prefecture, about 70% of new municipalities classified into A-Type. Exactly, the previous adjustments of two kinds of districts for each area by the Meiji municipal amalgamation had great effect on the municipal amalgamation. On the other hand, about 20% of new municipalities classified into D-Type. In these cases, new municipalities took over the role of only family register districts. In other words, new municipalities of D-Type had been faced the issues related to school education. After that, school districts were reorganized by the Meiji municipal amalgamation. However, there were still issues on school facilities administration in parts of Yamaguchi prefecture.

(2016年2月10日原稿受理, 2016年5月2日採用決定)